

最高裁判所裁判官国民審査公報

岐阜県選挙管理委員会



最高裁判所判事
やま うち よし き
山浦善樹
昭和二十一年七月四日生

略歴

長野県丸子町（現在は上田市）生まれ。
丸子小・中学校、長野県立上田高等学校を経て、一橋大学法学部を卒業（昭和四四年）

昭和四七年 四月 司法修習生
四九年 四月 弁護士登録（東京弁護士会）
八年 四月 司法研修所 民事弁護教官
一二年 二月 司法試験 審査委員（民事訴訟法）
一三年 五月 日本民事訴訟法学会 理事
一六年 四月 山梨学院大学法科大学院 教授
二〇年 四月 筑波大学法科大学院 教授
二三年 四月 中央大学法科大学院 客員教授
二四年 三月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二四年六月二八日 第一小法廷決定
精密機器メーカーの社員が上司の不適切な行動を内部通報したために配置転換された事件において、配置転換を無効と判断した高裁判決を維持し、会社側の上告を棄却した（全員一致）。

二 平成二四年一〇月一五日 第一小法廷決定
県のダム工事をめぐって、思うように土地が売れない状況で工事受注の謝礼と知りながらゼネコン側に土地を買い取ったもらったという事件において、いわゆる換金の利益は賄賂にあたるとした高裁判決を維持し、上告を棄却した（全員一致）。

三 平成二四年一〇月一七日 大法廷判決
平成二二年の参議院議員選挙が憲法違反かどうか問題となったいわゆる一票の格差裁判で、違憲状態であるという判断をした（多数意見）。

四 平成二四年一月八日 第一小法廷決定
ダビング回数制限されるデジタル専用の家庭用DVD録画機メーカーの著作権団体に対する補償金支払義務を否定した知財高裁の判決を維持し、上告を棄却した（全員一致）。

裁判官としての心構え

世の中には法律という戦う武器を持たない人々、法律を知らなかったために紛争に巻き込まれたり、不幸な立場に追いやられたりしている人々が大勢います。私は、法という武器を使って、依頼者の悩み事や不安を解消し、平和な日常生活を取り戻すため、依頼者と一緒になって頑張ることが法律家としての大切な使命だと考えています。東京の片隅に開設した法律事務所は弁護士一人の小さなもので、著名事件や大型事件を担当することはありませんが、約三〇年、マチ弁としての誇りをもってコツコツと裁判実務に当たってきました。その中で、市民は本当に法律によって守られているのか、裁判を受ける権利は実質的に保障されているのかという疑問を感じました。とくに情報が偏在している事件においては、適正で迅速な情報開示が行われて初めて真実が明らかとなり、法による正義が実現されます。そうでなければ、市民に対して「武器を持たずに戦え」というようなものです。被告人や被疑者と、警察や検察官とを比較すれば、刑事事件における武器対等の原則は、さらに重要なことが分かります。裁判官は、法による正義を実現するため、裁判記録の中から戦う武器を持たない市民の悲鳴を聞き出すことに全力投球することが大切だと考えています。

趣味

・ バードウォッチング 近くの公園に行くと、自然の中には地球の仲間がたくさんいることに気がきます（日本野鳥の会会員）
・ モーツァルト 仕事で疲れたときなど、モーツァルトを聞くと、モーツァルトさんが隣に座って話しかけてくれるから不思議です（日本モーツァルト協会会員）。



最高裁判所判事
おか べ きよ こ
岡部喜代子
昭和二十四年三月二〇日生

略歴

東京都生まれ。
昭和四六年 三月 慶應義塾大学法学部法律学科卒業
昭和四九年 三月 慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程修了
同年 四月 司法修習生
五一年 四月 判事補任官 以後、名古屋地裁、札幌地家裁、東京地裁において勤務
六一年 四月 判事任官 大分地裁、東京家裁において勤務
同年 六月 弁護士名簿登録（東京弁護士会）
以後、慶應義塾大学法学部、日本大学法学部等非常勤講師
九年 四月 東洋大学法学部教授
一六年 四月 東洋大学専門職大学院法務研究科教授
一九年 四月 慶應義塾大学大学院法務研究科教授
二二年 四月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二三年三月二三日 大法廷判決
平成二二年八月三〇日施行の総選挙当時において、衆議院議員選挙区画定審議会設置法三条の定める衆議院小選挙区選出議員の選挙区割りの基準のうち、同条二項のいわゆる一人別枠方式に係る部分は、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたが、憲法上要求される合理的期間内における是正がなされなかったとはいえない（多数意見）。

二 平成二三年六月一四日 第三小法廷判決
公立中学校の校長が教諭に対し卒業式又は入学式において国旗掲揚の下で国歌斉唱の際に起立して斉唱することを命じた職務命令は憲法一九条に違反しない（多数意見、補足意見付加）。

三 平成二三年七月二日 第三小法廷判決
消費者契約法による居住用建物の賃貸借契約に付されたいわゆる敷引特約について、多数意見は、消費者契約法一〇条により無効とすることはできないとしたが、敷引金の具体的内容が明示されていないから右特約は無効との反対意見を述べた（反対意見）。

四 平成二三年一〇月二五日 第三小法廷判決
単独であれば保険診療となる療法と先進医療であり自由診療である療法とを併用する混合診療における保険診療に相当する診療部分に係る保険給付を求めるとはできない（全員一致、補足意見付加）。

五 平成二三年一月一六日 大法廷判決
裁判員制度は憲法三二条、三三条、三七条一項、七六条一項、八〇条一項に違反しない（全員一致）。

六 平成二三年一月一九日 第三小法廷決定
適法用途にも著作権侵害用途にも利用できるファイル共有ソフト、Wi-Fiをインターネットを通じて不特定多数の者に公開、提供し、正犯者がこれを利用して著作物の公衆送信権を侵害することを補助したとして著作権法違反助動に問われた事案につき、助動犯の故意が欠けるとして、被告人を無罪とした原審を維持した（多数意見、裁判長）。

裁判官としての心構え

複雑化し、変化の速い現代社会において、判断を誤らないためには、大局的な視点が欠かせないということを感じています。また、判断の結論が具体的な妥当性を有するためには、事実を見つめその事実に基づいた理論に依らなければならぬと考えております。先人の知恵を学び、大局的見地を見失わないよう心がけつつ、一件一件事実に基づいた丁寧な判断を行って参りたいと思っております。

最高裁判所は憲法判断の最終審であるという重大な職責を負っています。その立場を深く自覚して見識ある判断を行うために全力を尽くして参ります。



最高裁判所判事
すど まさ ひこ
須藤正彦
昭和十七年二月二七日生

略歴

栃木県足利市内の御厨小・協和・足利高校及び中央大学法学部を卒業
弁護士登録（東京弁護士会）
神奈川大学法学部非常勤講師
六三年 四月 東京弁護士会副会長
七四年 四月 司法研修所 民事弁護教官
七七年 四月 国際医療福祉大学特任教授（後に客員教授）
一二年 四月 東京弁護士会国際委員会委員長
一六年 四月 日本弁護士連合会公益委員会委員長
二〇年 四月 東京都労働委員会委員長
以上のほか、特別公的機関の管理銀行の内部調査委員、特別危機管理銀行の業務監査委員、財団法人理事、社会福祉法人評議員及び会社の社外監査役なども務める。

二二年 二月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二三年三月二三日 大法廷判決
平成二二年八月三〇日施行の衆議院小選挙区選出議員の選挙について、いわゆる一人別枠方式に係る選挙区割りの基準及びこれによる選挙区割りは、いずれも投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたが、合理的期間内には是正されなかったとはいえず、それらについて定める法律の規定は憲法に違反するものとはいえない（多数意見、補足意見付加）。

二 平成二三年一月一六日 大法廷判決
憲法は、刑事裁判における国民の司法参加を許容しており、裁判員制度は適正な刑事裁判を実現するための諸原則が確保されているから、憲法に違反しないとした（全員一致）。

三 平成二四年四月二三日 第二小法廷判決
多数意見が、住民訴訟の係属中にその対象とされている市の元町長に対する損害賠償請求権を放棄する旨の市議会の議決がなされた事案につき、考慮すべき諸事情につき十分な審理を尽くさずにその議決が違法であるとする原審の判断に違法があるとしたことに対し、私は、全額を放棄する本件議決は原則的に違法であるとの評価は免れ難いとの意見を述べた（意見）。

四 平成二四年九月七日 第二小法廷判決
前科証拠は、実証的根拠の乏しい人格評価につながりやすいから、それによって誤った事実認定に至るおそれがないと認められるときでなければ被告人と犯人の同一性の証明に用いることが許されないとした（全員一致）。

五 平成二四年一〇月一七日 大法廷判決
平成二二年七月一日施行の参議院議員通常選挙について、多数意見が、選挙区間における投票価値の不均衡は違憲の問題が生ずる程度の著しい不均衡状態に至っていたが違憲に至っていたというところはできないとしたことに対し、私は、上記選挙までの間にその不均衡を定める法律の規定を改正しなかったことは国会の裁量権の限界を超えており、この規定は憲法に違反するとの少数意見を述べた（反対意見）。

裁判官としての心構え

四〇年間に及ぶ弁護士生活を経て約三年前に就任しましたが、最終審、法律審としての判断をさせていただくことにまことにそれ多いとの気持ちで離れませんでした。一件、一件のそれぞれが重く、しばしば悩みつつ向き合ってきたという実感が裁判官は、公正で、社会常識にかなない、しかも迅速であることが求められますが、特に最高裁判所に対しては、「憲法の番人」として、あるいは、立法、行政、司法の三権のチェック・アンド・バランスの下での司法として、あるべき役割を果たすことについて国民の皆様のご期待が大きいことを改めて感じさせられています。



最高裁判所判事
よこ た とも ゆき
横田尤孝
昭和十九年一〇月二日生

略歴

千葉県木更津市で出生。県立木更津高校卒業
昭和四四年 三月 中央大学法学部卒業
四五年 四月 司法修習生
四七年 四月 検事任官
以後、東京、仙台、宇都宮、横浜、福岡各地検、福岡、東京各高検、司法研修所教官を経て、

平成一一年 四月 最高検検事
一二年 四月 奈良地検検事正
一四年 一月 法務省保護局長
一五年 四月 法務省矯正局長
一七年 八月 広島高検検事長
一八年 六月 次長検事
一九年一〇月 退官
二〇年 一月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
二二年 一月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二二年五月三十一日 第一小法廷決定
花火大会が実施された公園と最寄り駅とを結ぶ歩道橋で多数の参集者が転倒して死傷した事故について、雑踏警備のため現場で警察官を指揮していた警察署地域官及び警備員を統括していた警備会社社長に業務上過失致死傷罪が成立するとして（全員一致、裁判長）。

二 平成二三年四月二八日 第一小法廷判決
特許権の存続期間の延長登録出願の理由となつた薬事法一四一条一項による製造販売の承認を先行して当該承認の対象となつた医薬品と有効成分並びに効能及び効果を同じくする医薬品について同項による製造販売の承認がされていることを延長登録出願の拒絶の理由とするのが許されない場合を示した（全員一致、裁判長）。

三 平成二三年六月六日 第一小法廷判決
公立高等学校の校長が教職員に対し卒業式等の式典における国歌斉唱の際に国旗に向かって起立し国歌を斉唱することを命じた職務命令は憲法一九条に違反しない（多数意見）。

四 平成二三年一月一六日 大法廷判決
憲法は、刑事裁判における国民の司法参加を許容しており、裁判員制度は憲法に違反しない（全員一致）。

五 平成二三年一月二五日 第一小法廷判決
滋賀県選挙管理委員会の委員長以外の委員について月額報酬を定める滋賀県特別職の給与等に関する条例の定めは、地方自治法二〇三条の第二項が滋賀県議会に与えた裁量権の範囲を超え又はこれを濫用したものとして違法、無効であるとはいえない（全員一致、補足意見付加、裁判長）。

裁判官としての心構え

最高裁は最終審です。それだけに、最高裁の判断を求める当事者の声には一層重いものがあるように感じます。したがって、まず、そうした声に謙虚に耳を傾け、その上で、証拠によって認められる事実と法に照らして最も適切妥当な判断を示すことが最高裁判事としての私に課せられた使命であり、その職責の厳しく重大であることを考えますと、身の引き締まる思いがします。

これからも、この職務に対する「畏れ」とでもいうべき思いをいだきながら、判断の「物差し」となるもの（正義、社会通念、常識あるいは良識などと呼ばれるもの）の在りどころを正しく認識するよう自己研鑽を重ねつつ、この職責を誠実に果たしていかなければならないと考えています。

最高裁判所裁判官国民審査公報

岐阜県選挙管理委員会



最高裁判所判事
おおはし まさる
大橋正春
昭和二十二年三月三十一日生

略歴

東京都葛飾区に生まれ、葛飾区立半田小学校、私立開成中学校、同高校を卒業

昭和四四年 六月 東京大学法学部卒業

四五年 四月 司法修習生

四七年 四月 弁護士登録（第一東京弁護士会）

五〇年 四月 司法研修所民事弁護教官

一〇年 六月 日本弁護士連合会知的所有権委員会委員

一三年 四月 日本弁護士連合会常務理事

一五年 五月 最高裁判所司法修習委員会幹事

一六年 四月 法務省新司法試験問題検討委員会

一八年 六月 日本弁護士連合会法科大学院センター委員長

一九年 六月 最高裁判所司法修習委員会委員

二四年 二月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二四年五月一〇日 第三小法廷決定
法人税法違反被疑事件で三人を超える数の弁護人を選任することについて、これを認めるべき刑事訴訟規則に定める特別の事情があるとした（全員一致、裁判長）。

二 平成二四年六月二八日 第三小法廷決定
刑事確定訴訟記録法に基づく判決書の閲覧請求を不許可とした保管検察官の処分が同法四条二項四号及び五号の解釈適用を誤っているとした（全員一致）。

三 平成二四年一〇月一七日 大法廷判決
平成二二年七月一日施行の参議院議員通常選挙当時、公職選挙法一四條、別表第三の参議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定は多数意見が指摘するような違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っていたにもかかわらず、立法府は抜本的な改革を怠り、また抜本的な改革がなされないことについて国民に対する説明を怠っているから、右定数配分規定を違憲とし、いわゆる事情判決の法理によって請求を棄却した上で、主文において本件選挙が違法である旨を宣言すべきであるとの反対意見を述べた。

裁判官としての心構え

最高裁判事に就任して約一〇か月であり、関与した著名事件は僅かですが、様々な分野にわたる数多くの事件に触れ、社会の多様化と裁判の重要性を改めて感じています。

就任するまで約四〇年間、弁護士として様々な事件に関与してきました。弁護士の活動が、法的な枠組みの中で、特定の依頼者を前提に、その権利の実現を図ることにより正義の実現を目指すといったものであるのに対し、特定の依頼者を前提としない裁判官の職務には、最初は戸惑いもありました。現在では、独善に陥ることのないよう常に自戒をしながら、自らの良心に従って憲法及びその他の法令の解釈適用を行うことで正義の実現を図ることがその職務であると考え、実践しております。

具体的な事件の処理に当たっては、物事の多面性を踏まえ、開かれた態度で様々な意見に耳を傾け、最後までより正しい道を探り、勇気を持って決断する、こうした姿勢で一つ一つの事件を誠実に扱っていきたいと思っています。



最高裁判所判事
ちば かつみ
千葉勝美
昭和二十二年八月二十五日生

略歴

現在の北海道伊達市で生まれ、小学六年の夏までそこで過ごし、上京後、世田谷区立松沢小、中学校、都立戸山高校を経て、東京大学法学部を卒業

昭和四七年 四月 判事補任官 その後、東京地裁、最高裁人事局、京都地裁において勤務

五七年 四月 判事任官 以後、最高裁行政局課長、最高裁調査官、最高裁秘書課長兼広報課長を務める。

平成一一年 二月 最高裁民事局長兼行政政局長

一五年 一月 甲府地裁長官

一六年 二月 東京高裁判事（部総括）

一七年 二月 最高裁首席調査官

二〇年 二月 仙台高裁長官

二二年 二月 最高裁判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二三年三月二三日 大法廷判決
平成二二年八月三日施行の衆議院議員総選挙当時、小選挙区選挙の区割基準のうちのいわゆる一人別枠方式及びこの基準に従って作成された選挙区割りに関する公職選挙法の定めは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていた。もともと、これらは、憲法上要求される合理的期間内には是正がされなかつたとはいえず、憲法一四條等に違反するとはいえない（多数意見）。

二 平成二三年一月一六日 大法廷判決
裁判員制度は、憲法三一條等の関係諸規定に違反せず、合憲である（全員一致）。

三 平成二四年四月二三日 第二小法廷判決
住民訴訟の対象とされている地方公共団体の損害賠償請求権を放棄する旨の議会の議決の適否は、制度の趣旨等を総合考慮して判断すべきであるとして、その判断基準を示した上、これを違法とした高裁判決を破棄して差し戻した（多数意見、補足意見付加、裁判長）。

四 平成二四年五月二八日 第二小法廷判決
保証人が、主たる債務者の破産手続開始前にその委託を受けてないで締結した保証契約に基づき破産手続開始後に債務を弁済した場合に、保証人が取得する求償権を自動債権として主たる債務者（破産者）の有する債権（受働債権）と相殺することは許されない（全員一致、補足意見付加、裁判長）。

五 平成二四年九月七日 第二小法廷判決
前科証拠を被告人が犯人であることの証明に用いることができるのは、前科に係る犯罪事実が顕著な特徴を有し、かつ、起訴事実と相当程度類似することからそれ自体で犯人であること合理的に推認させる場合に限られる（全員一致）。

六 平成二四年一〇月一七日 大法廷判決
平成二二年七月一日施行の参議院議員選挙当時、選挙区選出議員の定数配分規定の下における選挙区間の投票価値の不均衡は、違憲状態であった。もともと、これを前記選挙までに改正しなかつたことが国会の裁量権の限界を超えるとはいえず、違憲ということとはできない（多数意見、補足意見付加）。

裁判官としての心構え

最終審としての判断の重さを自覚し、緊張感をもって職務を果たしていく覚悟です。我が国社会は、流動化が激しく、グローバル化、価値観の複雑多様化等が見られ、新しい紛争、事件が起き、司法による適正な解決が求められてきています。将来を見据え、柔軟な発想と広い視野を忘れず、時代の要請に応えていく所存です。一つ一つの事件に謙虚に向き合い、実証的に検討し、何がより良い判断・解決なのかを、悩み続けていきたいと思っています。



最高裁判所判事
てら だいつろう
寺田逸郎
昭和二十三年一月九日生

略歴

京都市生まれ。以後、東京都、大阪市で過ごし、大阪学芸大学附属中学校（天王寺）、東京都立日比谷高校、東京大学法学部を卒業。

昭和四九年 四月 判事補に任命され、以後、東京地裁、札幌地裁、大阪地裁で勤務。

五六年 四月 法務省民事局勤務となり、以後、在オランダ大使館一等書記官をばさんで、法務省民事局参事官、第四課長、第三課長、第一課長

平成一〇年 六月 法務大臣官房司法法制部長

一三年 二月 法務省大臣官房司法法制部長

一七年 一月 法務省民事局長

一九年 七月 東京高裁判事（部総括）

二〇年 九月 さいたま地裁長官

二二年 二月 広島高裁長官

二二年 二月 最高裁判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二三年三月二三日 大法廷判決
平成二二年八月に行われた衆議院議員総選挙が違憲、無効であるとの訴えについて、当時の区画設置法の定める基準（一人別枠方式）に従って区割りを定める公職選挙法による小選挙区間の投票価値の不均衡は、投票価値の平等の要求に反し、限界を超えた違憲状態にあるが、合理的期間内における是正がされていぬ段階には至っていないとした（多数意見）。

二 平成二三年一〇月二五日 第三小法廷判決
健康保険法の規定によると、いわゆる混合診療が行われた場合には「単独であれば保険診療となる療養」についても保険給付を支給されないと解された。ただし、どのようなものがその対象となるのかを法律で基準を示して明らかにしていない現状では合理的な仕組みとして機能し続ける保障があるとはいえず、憲法上の問題がないとはいえないとする個別意見を付した（全員一致、意見付加）。

三 平成二三年一〇月三一日 第三小法廷決定
飲酒により酩酊状態で自動車を高速運転し、前方注視を怠って走行中の車両に追突して海中に転落させ、同乗していた三人の子供を死亡させた事案について、危険運転致死罪が成立する（懲役二〇年）とした（多数意見、裁判長）。

四 平成二三年二月一九日 第三小法廷決定
インターネットを通じてファイル共有ソフトを公開、提供したところ、別の者がこれを利用して著作権の侵害を生じさせたとして著作権法違反の幫助に問われた事案について、ソフト提供者には幫助とするに足る認識が欠けていたとして、無罪であるとした（多数意見）。

裁判官としての心構え

就任以来二年が経過しようとしているが、それぞれの事件にかかわる人々の正義への思いに伝えることの難しさを日々痛感している。近代国家をめざして舵を切ってきた一五〇年、戦後を規定してきた東西の壁の崩壊を目撃してからも二〇年経った今、国際環境等が大きく変化の中で、二つの大震災に見舞われ、経済の発展とともに築きあげてきた社会が厳しく試される時期になってきている。時代を通じて変わりのない理とこのような時代ならではの新しい要素、この二つにどう折合いをつけ、この社会で個人々の権利・義務を位置づけていくかを見誤らないようにすることが、いま裁判官に担当するに当たって心がけるべきことであると考えている。

地裁の所長として裁判官裁判の発足にかかわったが、悪天候など様々な事情をのりこえて参加していただいた多くの方々の真摯な姿勢に強く印象づけられた。これに応えられるだけの司法でありたいとの思いを忘れないようにしていきたい。

最高裁判所裁判官国民審査

国民審査の投票用紙には、やめさせた方がよいと思う裁判官については、その氏名の上の欄に × を書いてください。

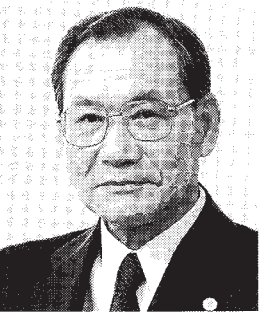
やめさせなくてもよいと思う裁判官については、何も書かないでください。

投票日 12月16日(日)

岐阜県選挙管理委員会

最高裁判所裁判官国民審査公報

岐阜県選挙管理委員会



最高裁判所判事
しらき ゆう
白木 勇

昭和二〇年二月一五日生

略歴

名古屋市に生まれ、市内の小、中、高校を経て、東京大学法学部を卒業

昭和四五年 四月 判事補任官 東京地裁、新潟地裁等に勤務

五五年 四月 判事任官 東京地裁、名古屋地裁、司法研修所教官、最高裁判所局課長、最高裁秘書課長兼広報課長

平成 七年 四月 最高裁上席調査官

九年 八月 最高裁判所局長兼図書館長

一三年 九月 水戸地裁所長

一四年一月 東京高裁判事（部総括）

一八年一〇月 東京地裁所長

一九年二月 広島高裁所長

二〇年一月 東京高裁所長

二二年 一月 最高裁判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二二年三月一五日 第一小法廷決定
インターネットのホームページに他人を中傷する書き込みをした場合、新聞、雑誌等の表現媒体を用いた場合と同様に、行為者が摘示した事実を真実であると誤信したことについて、確実な資料、根拠に照らして相当の理由があると認められるときに限り、名誉毀損罪は成立しないとした（全員一致、裁判長）。

二 平成二三年三月三日 大法廷判決
平成二二年八月施行の衆議院小選挙区選出議員の選挙について、地方に議席を厚く配分するいわゆる一人別枠方式はそれが導入された当時の合理性は失われており、選挙区間の投票価値の最大較差が二・三倍となっていたのは憲法の要求に反する状態に至っていたとし、合理的期間内に、できるだけ速やかに一人別枠方式を廃止し、投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要があるとした（多数意見）。

三 平成二三年六月六日 第一小法廷判決
公立高等学校の校長が教職員に対し卒業式等の式典における国歌斉唱の際に国旗に向かって起立し国歌を斉唱することを命じた職務命令が思想及び良心の自由を保障する憲法一九条に違反しないとした（多数意見、裁判長）。

四 平成二三年一月一六日 大法廷判決
裁判員制度は裁判所において裁判を受ける権利を侵害するものではなく、裁判官の独立を侵すものでもないなどとして、憲法に違反しないとした（全員一致）。

五 平成二四年二月一三日 第一小法廷判決
第一審の判決を控訴審が事実誤認を理由として破棄するには、第一審判決の事実認定が論理則、経験則等に照らして不合理であることを具体的に示す必要があるとして、裁判員が加わった第一審の無罪判決を破棄した控訴審の判決を破棄し、第一審の無罪判決を維持した（全員一致、補足意見付加）。

六 平成二四年一〇月一七日 大法廷判決
平成二二年七月施行の参議院議員選挙について、選挙区間の投票価値の最大較差が五倍となっていたのは違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っていたとした（多数意見）。

裁判官としての心構え
裁判所の使命は、いつの時代にあっても、一つ一つの事件を適切妥当に解決し、ひいては国民生活の安定に寄与することにあると思えます。

これまでの約四〇年に及ぶ地裁、高裁の裁判官生活において、このことを常に意識した上で公平・誠実を旨として審理裁判をしてきたつもりです。これからも同じ気持をもって務めていきたいと思っております。



最高裁判所判事
おおた たけ ひこ
大谷 剛彦

昭和二二年三月一〇日生

略歴

東京都目黒区において洋服仕立業の家庭に生まれ育ち、区立緑ヶ丘小、区立十中、都立戸山高、国立東京大学（法学部）に学ぶ。

昭和四七年 四月 判事補任官 東京地裁、福島地裁、津市松支部、那覇地裁等に勤務

昭和五七年 四月 判事任官 裁判所書記官研修所（教官）、東京地裁、最高裁（経理局課長）に勤務

平成 四年 四月 判事再任

六年 三月 東京地裁（部総括）

九年一月 東京高裁（事務局長）

一四年 七月 最高裁（経理局長、事務次長）

一八年 六月 最高裁事務総長

二一年 一月 大阪高裁所長

二二年 六月 最高裁判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二三年三月二三日 大法廷判決
平成二二年八月施行の衆議院の小選挙区選出議員の選挙について、投票価値の平等の要求の観点から、区割基準規定のいわゆる一人別枠方式及びこれによる選挙区割りには違憲状態に至っていたが、なお合理的な正期間を経過しているとはいえず、憲法一四一条一項に違反するとはいえないとした（多数意見）。

二 平成二四年一〇月一七日 大法廷判決
平成二二年七月施行の参議院議員選挙区選出議員の選挙について、投票価値の平等の要求の観点から、選挙区間の定数配分の不均衡は違憲状態に至っていたが、なお選挙区間の間に配分規定を改正しなかったことが国会の裁量権の限界を超えるものとはいえず、憲法一四一条一項に違反するとはいえないとした（多数意見）。

三 平成二三年一月一六日 大法廷判決
憲法は刑事裁判における国民の司法参加を許容しており、裁判員制度は憲法の定める適正な刑事裁判を実現するための諸原則が確保されているので、憲法に違反しない（全員一致）。

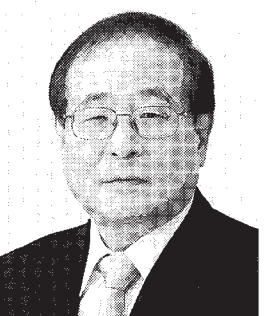
四 平成二三年六月一四日 第三小法廷判決
公立中学校の卒業式等の式典において国歌斉唱の際に起立斉唱することを命じた職務命令に反して起立しなかった教諭に対する警告処分は違法ではないとした（多数意見、補足意見付加）。

五 平成二三年一〇月二五日 第三小法廷判決
保険診療と自由診療を併用するいわゆる混合診療につき、健康保険法における保険外併用療養費の支給要件を満たさない場合は、同法上、保険診療に相当する診療部分についても保険給付は行えないとした（全員一致、補足意見付加、裁判長）。

六 平成二三年一月一四日 第三小法廷決定
ファイル共有ソフト Winny をネット上で公開提供した者が、これを利用して著作権違反を犯した正犯者の補助に問われた事案について、補助罪が成立するとの反対意見を述べた。

裁判官としての心構え
平成二一年に開始された裁判員制度は、裁判員になられる方々の裁判への高い志と、真摯な取り組みなどに支えられています。裁判官としても、司法の担い手となる国民の信頼に応えるため、公正、不偏、廉潔、謙譲の志を保ち、法と社会についての識見を高め、洞察を深めながら、個々の事件の適正な解決に向け誠実な取り組みを続けていかなければならないと念じています。

最高裁の裁判官としても、最上級審、最終審の役割と責任を重く受け止め、一層の自戒と更なる精進に努めなければならぬと考えています。



最高裁判所判事
おがき よし のぶ
小貫 芳信

昭和二三年八月二六日生

略歴

福島県会津に生まれる。県内の高校を経て、中央大学大学院法学研究科を修了

昭和四八年 四月 司法修習生

昭和五〇年 四月 検事任官

平成 四年 四月 東京、札幌、那覇、千葉、福島各地検等に勤務

平成 六年 四月 法務省訟務局参事官

平成 八年 六月 法務省訟務局租税訟務課長

平成一二年 四月 預金保険機構特別業務部長

平成一三年 四月 東京地検公判部長

平成一四年 四月 法務総合研究所総務企画部長

平成一五年 四月 最高検検事

平成一六年 九月 宇都宮地検検事正

平成一七年 二月 最高検総務部長（心得の期間を含む）

平成一九年 七月 法務省矯正局長

平成二〇年 一月 最高検公安部長

平成二二年 五月 法務総合研究所長

平成二三年 九月 検事長に任命され、名古屋高検、東京高検に勤務（二三年八月退官）

平成二四年 四月 最高裁判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二四年一〇月一七日 大法廷判決
平成二二年七月施行の参議院議員通常選挙当時、選挙区間における投票価値の不均衡は違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っていたが、上記選挙区間の間に上記規定を改正しなかったことが国会の裁量権の限界を超えるものとはいえず、上記規定が憲法一四一条一項等に違反するに至っていたということはできない（多数意見）。

二 平成二四年九月一八日 第二小法廷決定
警察官の取り押さえ行為につき、付審判請求が認められ、特別公務員暴行陵虐致傷罪に問われた事件について、警察官を無罪とした一、二審判決を維持し、上告を棄却（全員一致、裁判長）。

三 平成二四年九月一四日 第二小法廷決定
切り餅に入れた「切り込み」の特許権を侵害されたとする原告の損害賠償請求を認容するとともに、中間判決後の被告の主張を時機に遅れたものとして認めなかった原審の判断を是認し、上告を棄却（全員一致、裁判長）。

裁判官としての心構え
最高裁判事に就任して日が浅いため、著名事件にはそれほど関与しておりませんが、事件には当事者の思いが込められており、一件一件に力を注がなければならないこと、最高裁の判断の及ぼす影響が広く大きいものであることを実感し、あらためて心を引き締めております。

まずは、心身の健康を保持することに努め、そして、裁判にあたっては、当事者の主張に虚心に耳を傾け、事実に対しては謙虚に、判断は公正でありたいと思っております。

最高裁判所裁判官国民審査

国民審査の投票用紙には、やめさせた方がよいと思う裁判官については、その氏名の上の欄に × を書いてください。

やめさせなくてもよいと思う裁判官については、何も書かないでください。

投票日 12月16日(日)

岐阜県選挙管理委員会

棄権しないで必ず投票しましょう

第46回衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査

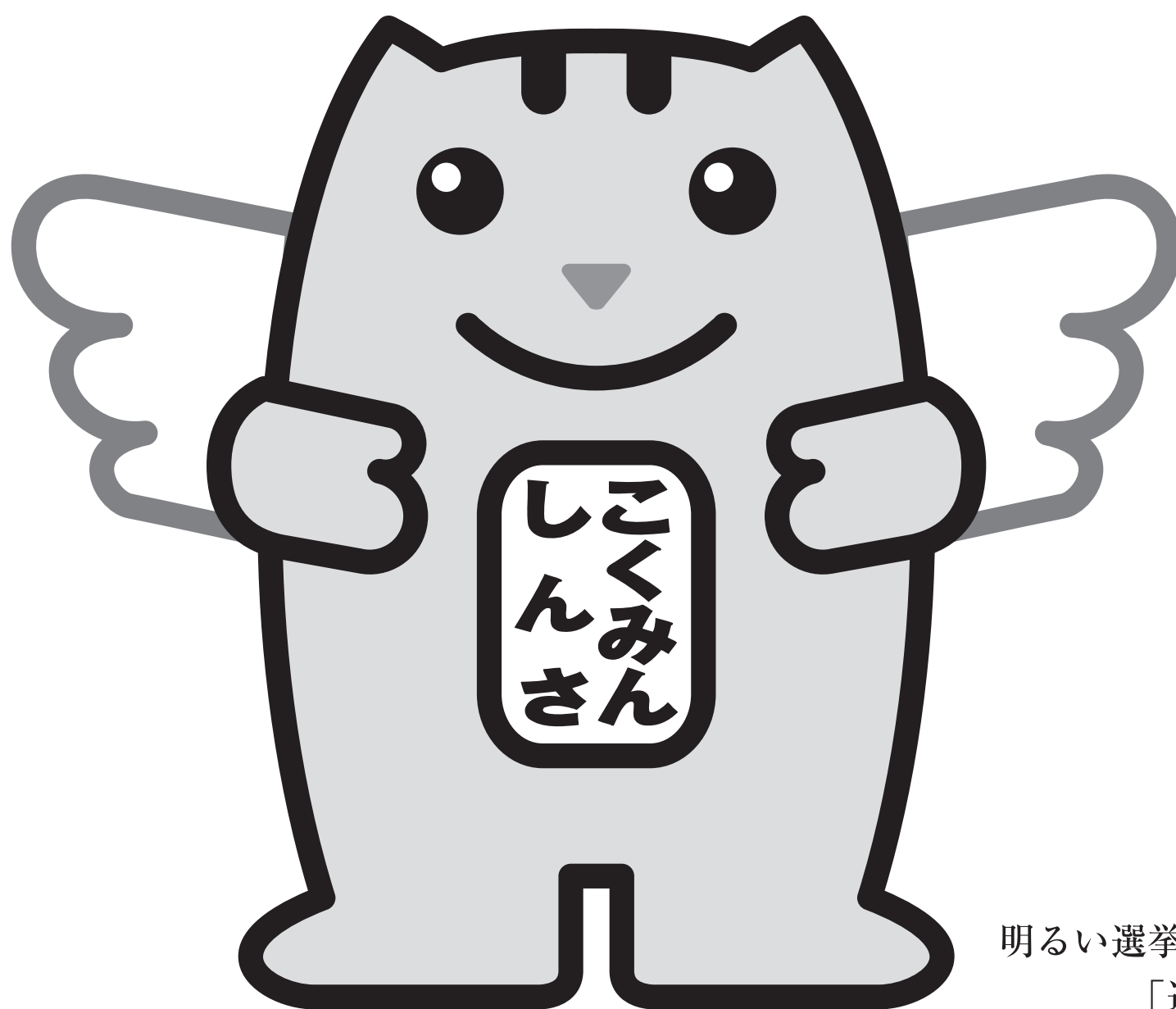
投票日 **12月16日(日)**

投票時間 **午前7時から午後8時まで**

一部の投票所では、これと異なる場合がありますので、ご注意ください。

国民審査の投票用紙には、やめさせた方がよいと思う裁判官については、その氏名の上の欄に×を書いてください。

やめさせなくてもよいと思う裁判官については、何も書かないでください。



明るい選挙推進のイメージキャラクター
「選挙のめいすいくん」

岐阜県選挙管理委員会